

藤美苑・特別養護老人ホームなどの利用案内

社会福祉法人 葆光会

藤美苑は、平成 8 年、千種区では初の特別養護老人ホームとして誕生した半円形の外観の 3 階建ての施設です。敷地の東側には茶屋が坂公園があり、隣には甘味喫茶があります。藤美苑は下記の事業を行っています。

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 通所介護（デイサービス）
- ・ 居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）

1. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

ご自宅での介護が困難になった要介護 3 以上の認定を受けた方が、介護の専門職員により、おいしい食事やゆったりした入浴、楽しい行事に参加する等、健康で明るい日常生活をお過ごし頂く施設です。

（入所手続及び入所順位の決定方法）

藤美苑に直接申込みをして頂きます。申込受付後 3 ヶ月ごとに開催される「入所検討委員会」で、名古屋市の優先入所制度に基づいて入所の優先度を検討し、入所順位を決めます。順位上位の方から面接調査・診断書の確認を行い、契約をして入居となります。利用料金は介護度及び前年の所得の状況により異なります、料金表は記載のとおりです。（担当者 堤）

2. ショートステイ（短期入所生活介護）

要支援以上の認定を受けた方が、何らかの都合で自宅で介護を受けられない時など、必要時に宿泊利用が出来ます。尚、ご利用頂く環境は特別養護老人ホームと同じです。

（利用手続）

担当のケアマネジャーとご相談の上、藤美苑にお申込み下さい。初回利用時に、利用契約手続きを行います。ケアプランに基づいて必要の都度ご利用できます。予約は利用日の 2 ヶ月前から出来ます。

（担当者 熊崎）

3. デイサービス（地域密着型通所介護）

要支援以上の認定を受けた方が、日帰りで、食事や入浴、軽いリハビリテーション・レクレーションをしてお過ごし頂きます。

（利用手続）

担当のケアマネと相談の上、藤美苑へ利用の申込みをして頂きます。初回利用時に契約手続きをお願いします。空き状況により月曜日～金曜日（祝日営業）の午前 9 時 45 分から午後 5 時（送迎時間を除く）まで利用できます。契約前に 1 日体験利用もできます。（担当者 富永）

藤美苑・特別養護老人ホーム利用のめやす（月額）

（令和4年10月より）

利用者負担段階			要介護	2・4人部屋	個室（従来型）
第1段階	生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		要介護3	37,764	47,294
			要介護4	40,148	49,748
			要介護5	42,564	51,164
第2段階	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身650万、夫婦1,650万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	要介護3	51,494	52,994
			要介護4	53,943	55,448
			要介護5	56,364	57,864
第3段階①	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身650万、夫婦1,550万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	要介護3	59,294	72,794
			要介護4	61,748	75,248
			要介護5	64,164	77,664
第3段階②	1.世帯全員が市町村民税非課税 2.預貯金等が(単身500万、夫婦1,500万)以下	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超	要介護3	80,594	94,094
			要介護4	83,048	96,548
			要介護5	85,464	98,964
第4段階	上記以外の方	介護保険が1割負担の方	要介護3	97,694	107,174
			要介護4	100,148	109,628
			要介護5	102,564	112,044
		介護保険が2割負担の方	要介護3	130,596	135,868
			要介護4	135,667	140,775
			要介護5	140,660	145,608
		介護保険が3割負担の方	要介護3	160,243	170,039
			要介護4	167,850	177,646
			要介護5	175,340	185,136

【上記費用について】<1ヶ月の費用（30日分として）計算>

* ご本人の介護度、ご利用の居室（部屋）及びご本人の所得や世帯の課税状況により、ご利用料金の負担段階が異なります。

負担限度額認定（第1段階から第3段階）については、お住まいの市区町村役場へお問い合わせ下さい。

介護保険の負担割合につきましては、お手持ちの介護保険負担割合証にてご確認下さい。

* 上記には、介護保険の1割又は2割負担・3割負担、食費、居室料及び精神科医療養指導加算看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、福祉施設処遇改善加算Ⅰ、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算Ⅲ、個別機能訓練加算Ⅰ、個別機能訓練加算Ⅱ、褥瘡マネジメント加算Ⅰ排せつ支援加算、科学的介護推進体制加算、福祉施設特定処遇改善加算Ⅰが含まれます。

【その他の費用について】

- *入所後 30 日迄の初期加算、及び該当されれば経口維持加算Ⅱを算定します。
- *外泊または入院の翌日から 6 日間（月をまたいで連続した場合は 1 2 日間）は入院・外泊加算を算定します。
- *外泊または入院中においても、居住費(お部屋代)は請求させていただきます。
- *毎月 金銭管理サービス費 (1,000 円) が自己負担としてかかります。
- *利用者のご状態と同意により別途「排せつ支援加算」「褥瘡マネジメント加算」を算定します。

＜利用に応じて発生する保険外サービス費＞

- ※喫茶くつろぎ(毎週土曜日)→1 品 100 円
- ※夕食時選択食イベント（約三月に一回）→1 品 100 円
- ※外出イベント参加の場合の飲食代→自己負担
- ※床屋（原則 月二回・移動理美容室たんぽぽ（外部からのサービスとなります））

カット・ブロー	→2,300 円
カット+シャンプー+ブロー	→2,900 円
毛染め（カット、シャンプー、ブロー付）	→5,900 円
毛染めのみ（シャンプー、ブロー付）	→4,800 円
パーマ（カット、ブロー付）	→6,500 円
顔そり（ブロー付）	→1,500 円

＜医療費について＞

※福祉給付金資格者証をお持ちでない方など医療費の自己負担がある方は別途医療費が発生しますが、施設で一旦立替にて、利用料と合算して請求させていただきます。

＜藤美苑平面図＞

